

第3787号議案から

第3789号議案まで

## 第229回福岡県都市計画審議会議案

平成29年1月30日

セントラルホテルフクオカ

目 次

| 議案番号        | 議 案                       | ページ   |
|-------------|---------------------------|-------|
| 第 3 7 8 7 号 | 朝倉筑前都市計画道路の変更（福岡県決定）について  | 1 ～ 4 |
| 第 3 7 6 8 号 | 宇美須恵都市計画道路の変更（福岡県決定）について  | 5 ～ 9 |
| 第 3 7 8 9 号 | 筑豊広域都市計画下水道の変更（宮若市決定）について | 10～13 |

第3787号議案

28都第3247号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

朝倉筑前都市計画道路の変更（福岡県決定）について

平成29年1月30日

福岡県知事 小川 洋

## 朝倉筑前都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路中 3・5・17-2 号庄屋町東田線を次のように変更する。

| 種別               | 名 称      |        | 位 置          |              |               | 区 域      | 構 造        |            |     |                          | 備 考 |
|------------------|----------|--------|--------------|--------------|---------------|----------|------------|------------|-----|--------------------------|-----|
|                  | 番 号      | 路 線 名  | 起 点          | 終 点          | 主 な<br>経 過 地  | 延 長      | 構 造<br>形 式 | 車 線<br>の 数 | 幅 員 | 地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造 |     |
| 幹<br>線<br>街<br>路 | 3・5・17-2 | 庄屋町東田線 | 朝倉市甘木<br>字川原 | 朝倉市馬田<br>字琵琶 | 朝倉市千代丸<br>字深町 | 約 1,620m | 地表式        | 2 車線       | 15m | 幹線街路と平面交差 3 箇所           |     |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

## 朝倉筑前都市計画道路を変更する理由（福岡県決定）

（ 3・5・17-2号 庄屋町東田線 ）

### ■ 3・5・17-2号 庄屋町東田線

3・5・17-2号庄屋町東田線は、甘木市大字甘木字木舟を起点とし、甘木市大字馬田字琵琶を終点とする延長約1,660m、幅員15mの幹線街路です。

今回、甘木駅へのアクセス機能の強化を図るとともに、国道322号の円滑な交通を確保するため、本路線の事業実施に向け、主要な道路との交差点部の見直しを行った結果、起点位置及び線形の変更を行うものです。

なお、今回の変更にあわせて、平成10年に改正された都市計画法施行令に基づき車線数を2車線に定めるとともに、市町村合併に伴い、終点及び主な経過地の名称を変更するものです。

## 新旧対照表

下線部は新、( )は旧

| 種別   | 名 称      |        | 位 置                                      |  |  | 区 域                        | 構 造        |                       |     |   | 備 考 |
|------|----------|--------|--|--|--|----------------------------|------------|-----------------------|-----|---|-----|
|      | 番 号      | 路 線 名  | 起 点                                      | 終 点                                      | 主 な<br>経 過 地                               | 延 長                        | 構 造<br>形 式 | 車 線<br>の 数            | 幅 員 | 地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造                  |     |
| 幹線街路 | 3・5・17-2 | 庄屋町東田線 | <u>朝倉市甘木<br/>字川原</u><br>(甘木市大字<br>甘木字木舟) | <u>朝倉市馬田<br/>字琵琶</u><br>(甘木市大字<br>馬田字琵琶) | <u>朝倉市千代丸<br/>字深町</u><br>(甘木市大字<br>千代丸字深町) | 約 1,620m<br><br>(約 1,660m) | 地表式        | <u>2車線</u><br><br>(一) | 15m | <u>幹線街路と平面交差3箇所</u><br><br>(幹線街路と平面交差1箇所) |     |

第3788号議案

28都第3247号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

宇美須恵都市計画道路の変更（福岡県決定）について

平成29年1月30日

福岡県知事 小川 洋

## 宇美須恵都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路中 3・4・14-8号辻荒木佐谷線を3・3・14-8号辻荒木佐谷線に、3・3・14-10号木河太宰府線を3・3・14-10号原田太宰府線に名称を改め、これら2路線ほか3路線を次のように変更する。

| 種別               | 名 称       |         | 位 置               |                    |                   | 区 域      | 構 造      |            |            |                                 | 備 考 |                          |
|------------------|-----------|---------|-------------------|--------------------|-------------------|----------|----------|------------|------------|---------------------------------|-----|--------------------------|
|                  | 番 号       | 路 線 名   | 起 点               | 終 点                | 主 な<br>経 過 地      |          | 延 長      | 構 造<br>形 式 | 車 線<br>の 数 | 幅 員                             |     | 地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造 |
| 幹<br>線<br>街<br>路 | 3・3・14-1  | 志免宇美線   | 糟屋郡宇美町<br>大字井野字長瀬 | 糟屋郡宇美町<br>貴船一丁目    | 糟屋郡宇美町<br>大字宇美字上角 | 約 2,790m | 地表式      | 4車線        | 25m        | 幹線街路と平面交差4箇所<br>自動車専用道路と立体交差1箇所 |     |                          |
|                  | 3・3・14-2  | 粕屋宇美線   | 糟屋郡宇美町<br>桜原一丁目   | 糟屋郡宇美町<br>障子岳南五丁目  | 糟屋郡宇美町<br>宇美東一丁目  | 約 3,480m | 地表式      | 4車線        | 25m        | 幹線街路と平面交差1箇所                    |     |                          |
|                  | 3・3・14-8  | 辻荒木佐谷線  | 糟屋郡宇美町<br>宇美六丁目   | 糟屋郡宇美町<br>大字宇美字柳原  | 糟屋郡宇美町<br>宇美中央一丁目 | 約 2,340m | 地表式      | 4車線        | 27m        | 幹線街路と平面交差3箇所                    |     |                          |
|                  | 車線の数の内訳   |         |                   | 4車線                |                   |          | 約 1,610m |            |            |                                 |     |                          |
|                  |           |         |                   | 2車線                |                   |          | 約 730m   |            |            |                                 |     |                          |
|                  | 3・3・14-10 | 原田太宰府線  | 糟屋郡宇美町<br>原田一丁目   | 糟屋郡宇美町<br>大字炭焼字鍋ヶ浦 | 糟屋郡宇美町<br>原田三丁目   | 約 2,770m | 地表式      | 2車線        | 22m        | 幹線街路と平面交差1箇所                    |     |                          |
|                  | 3・4・14-11 | 下宇美辻荒木線 | 糟屋郡宇美町<br>光正寺二丁目  | 糟屋郡宇美町<br>宇美三丁目    | 糟屋郡宇美町<br>宇美一丁目   | 約 1,600m | 地表式      | 2車線        | 17m        | 幹線街路と平面交差2箇所<br>自動車専用道路と立体交差1箇所 |     |                          |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

## 宇美須恵都市計画道路を変更する理由（福岡県決定）

（ 3・3・14-1号 志免宇美線、3・3・14-2号 粕屋宇美線、3・3・14-8号 辻荒木佐谷線、  
3・3・14-10号 原田太宰府線、3・4・14-11号 下宇美辻荒木線 ）

### ■ 3・3・14-1号 志免宇美線

3・3・14-1号志免宇美線は、糟屋郡宇美町大字井野字長瀬を起点とし、糟屋郡宇美町貴船三丁目を終点とする延長約1,990m、幅員25mの幹線街路です。

今回、本路線と交差する3・4・14-8号辻荒木佐谷線の変更に伴い、交差点部の見直しを行った結果、一部幅員の変更を行うとともに、終点位置を県道飯塚大野城線まで延伸し、3・3・14-10号木河太宰府線との接続位置を変更するものです。

### ■ 3・3・14-2号 粕屋宇美線

3・3・14-2号粕屋宇美線は、糟屋郡宇美町桜原一丁目を起点とし、糟屋郡宇美町大字宇美字笹草原を終点とする延長約3,480m、幅員25mの幹線街路です。

今回、本路線と交差する3・4・14-8号辻荒木佐谷線の変更に伴い、交差点部の見直しを行った結果、一部幅員の変更を行い、あわせて終点位置の名称を住居表示に変更するものです。

■ 3・3・14－8号 辻荒木佐谷線（現3・4・14－8号 辻荒木佐谷線）

3・4・14－8号辻荒木佐谷線は、糟屋郡宇美町宇美六丁目を起点とし、糟屋郡宇美町大字宇美字柳原を終点とする延長約2,340m、幅員20mの幹線街路です。

今回、宇美町中心市街地の円滑な交通を確保するため、起点から3・3・14－2号粕屋宇美線までの区間を幅員27m、4車線、残る終点までの区間を幅員16mに変更し、あわせて路線番号の変更を行うものです。

■ 3・3・14－10号 原田太宰府線（現3・3・14－10号 木河太宰府線）

3・3・14－10号木河太宰府線は、糟屋郡宇美町貴船三丁目を起点とし、糟屋郡宇美町大字炭焼字鍋ヶ浦を終点とする延長約3,570m、幅員22mの幹線街路です。

今回、本路線と接続する3・3・14－1号志免宇美線の終点位置の変更に伴い、起点位置を変更するとともに、路線名を「3・3・14－10号木河太宰府線」から「3・3・14－10号原田太宰府線」に変更するものです。

■ 3・4・14－11号 下宇美辻荒木線

3・4・14－11号下宇美辻荒木線は、糟屋郡宇美町光正寺二丁目を起点とし、糟屋郡宇美町宇美三丁目を終点とする延長約1,590m、幅員17mの幹線街路です。

今回、本路線と交差する3・4・14－8号辻荒木佐谷線の変更に伴い、交差点部の見直しを行った結果、終点位置の変更を行うものです。

# 新旧対照表

下線部は新、( )は旧

| 種別        | 名 称                           |                           | 位 置                                  |   |  | 区 域                           | 構 造                       |                       |                                     |  | 備考 |
|-----------|-------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|---|--|-------------------------------|---------------------------|-----------------------|-------------------------------------|--|----|
|           | 番 号                           | 路 線 名                     | 起 点                                  | 終 点   | 主 な<br>経 過 地                                     | 延 長                           | 構 造<br>形 式                | 車 線<br>の 数            | 幅員                                  | 地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造                                       |    |
| 幹線街路      | 3・3・14-1                      | 志免宇美線                     | 糟屋郡宇美町<br>大字井野字長瀬                    | <u>糟屋郡宇美町<br/>貴船一丁目</u><br>(糟屋郡宇美町<br>貴船三丁目)      | 糟屋郡宇美町<br>大字宇美字上角                                | <u>約 2,790m</u><br>(約 1,990m) | 地表式                       | 4 車線                  | 25m                                 | 幹線街路と平面交差 4 箇所<br>自動車専用道路と立体交差 1 箇所                            |    |
|           | 3・3・14-2                      | 粕屋宇美線                     | 糟屋郡宇美町<br>桜原一丁目                      | <u>糟屋郡宇美町<br/>障子岳南五丁目</u><br>(糟屋郡宇美町<br>大字宇美字笹草原) | 糟屋郡宇美町<br>宇美東一丁目                                 | 約 3,480m                      | 地表式                       | 4 車線                  | 25m                                 | 幹線街路と平面交差 1 箇所   |    |
|           | <u>3・3・14-8</u><br>(3・4・14-8) | 辻荒木佐谷線                    | 糟屋郡宇美町<br>宇美六丁目                      | 糟屋郡宇美町<br>大字宇美字柳原                                 | <u>糟屋郡宇美町<br/>宇美中央一丁目</u><br>(糟屋郡宇美町<br>大字宇美字早見) | 約 2,340m                      | 地表式                       | <u>4 車線</u><br>(2 車線) | <u>27m</u><br>(20m)                 | <u>幹線街路と平面交差 3 箇所</u><br>(幹線街路と平面交差 3 箇所<br>J R 香椎線と平面交差 1 箇所) |    |
|           | 車線の数の内訳                       |                           |                                      | 4 車線  |  |                               | <u>約 1,610m</u><br>(-)    |                       |                                     |  |    |
|           |                               |                           |                                      | 2 車線  |  |                               | <u>約 730m</u><br>(2,340m) |                       |                                     |  |    |
|           | 3・3・14-10                     | <u>原田太宰府線</u><br>(木河太宰府線) | 糟屋郡宇美町<br>原田一丁目<br>(糟屋郡宇美町<br>貴船三丁目) | 糟屋郡宇美町<br>大字炭焼字鍋ヶ浦                                | <u>糟屋郡宇美町<br/>原田三丁目</u><br>(糟屋郡宇美町<br>原田一丁目)     | <u>約 2,770m</u><br>(約 3,570m) | 地表式                       | 2 車線                  | 22m                                 | 幹線街路と平面交差 1 箇所   |    |
| 3・4・14-11 | 下宇美辻荒木線                       | 糟屋郡宇美町<br>光正寺二丁目          | 糟屋郡宇美町<br>宇美三丁目                      | 糟屋郡宇美町<br>宇美一丁目                                   | <u>約 1,600m</u><br>(約 1,590m)                    | 地表式                           | 2 車線                      | 17m                   | 幹線街路と平面交差 2 箇所<br>自動車専用道路と立体交差 1 箇所 |  |    |

第3789号議案

宮下第 1191 号

福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次の事項について別添のとおり付議します。

筑豊広域都市下水道の変更（宮若市決定）について

平成29年1月6日

宮若市長 有 吉 哲 信

## 筑豊広域都市計画下水道の変更（宮若市決定）

筑豊広域都市計画宮田公共下水道「1. 下水道の名称」及び「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称            筑豊広域都市計画宮田公共下水道
  
2. 排水区域  
「区域は総括図及び計画図表示のとおり」  
（備考） 面積 約661.5ha（うち汚水処理区域661.5ha）

## 理 由 書

遠賀川中流流域下水道計画との整合を図り、都市環境の整備、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、本案のとおり筑豊広域都市計画宮田公共下水道の都市計画決定の変更を行うものである。

宮若市では平成26年度に汚水処理構想の見直しを行い、将来人口を基に下水道と浄化槽の経済比較を行い、下水道区域を決定している。これにより、新たに都市計画決定に追加する区域が132.1ha、前回の都市計画決定を廃止する区域が70.9haとなった。よって、既決定の600.3haを661.5haに変更するものである。

